

## 平成22年度雇用均等室における法施行状況

### 1. 相談

#### ○ 男女雇用機会均等法

- ・労働者からの相談が全体の5割超を占め、相談内容は、セクシュアルハラスメントに関するものが最も多く（7,912件）、次いで、妊娠・出産等を理由とした不利益取扱いに関するもの（1,925件）、母性健康管理に関するもの（1,092件）の順になっている。

#### ○ 育児・介護休業法

- ・平成22年6月30日から施行された改正育児・介護休業法の内容等に関する相談が多く寄せられた（育児休業に関する相談28,796件、所定労働時間の短縮措置等に関する相談（第23条関係）19,621件、子の看護休暇に関する相談10,602件）。
- ・育児休業の取得等を理由とした不利益取扱いに関する労働者（男女）からの相談は1,543件と前年（1,657件）に比べ若干減少した。

#### ○ パートタイム労働法

- ・通常の労働者への転換に関するものが最も多く（937件）、次いで労働条件の文書交付に関するもの（809件）、差別的取扱いの禁止に関するもの（406件）、賃金の均衡待遇に関するもの（404件）の順になっている
- ・個別相談会の開催等により短時間労働者からの相談は2,255件と前年（1,270件）に比べ増加した。

件

	合計	労働者 (パートタイム労働法は 短時間労働者)	事業主	その他
男女雇用機会均等法	23,496 (23,301)	12,563 (13,016)	6,125 (5,611)	4,808 (4,674)
育児・介護休業法	143,068 (73,509)	10,193 (9,311)	112,558 (49,667)	20,317 (14,531)
パートタイム労働法	6,307 (5,222)	2,255 (1,270)	2,767 (2,978)	1,285 (974)
合計	172,871 (102,032)	25,011 (23,597)	121,450 (58,256)	26,410 (20,179)

注:( )内の数字は平成21年度

## 2. 是正指導

### ○ 男女雇用機会均等法

- ・セクシュアルハラスメントに関するものが最も多く（7, 207件）、次いで、母性健康管理に関するものが多い（3, 652件）。

### ○ 育児・介護休業法

- ・育児休業に関するものが最も多く（3, 714件）、次いで子の看護休暇に関するものが多い（3, 585件）。

### ○ パートタイム労働法

- ・通常の労働者への転換に関するものが最も多く（7, 193件）、次いで労働条件の文書交付等に関するものが多い（6, 133件）。

	件
男女雇用機会均等法	11,300 (13,300)
育児・介護休業法	26,816 (31,423)
パートタイム労働法	26,091 (25,928)
合計	64,207 (70,651)

注：（ ）内の数字は平成21年度

### 3. 紛争解決の援助

#### ①都道府県労働局長による援助（申立受理件数）

##### ○ 男女雇用機会均等法

- ・セクシュアルハラスメントに関するものが最も多く（302件）、次いで、婚姻、妊娠・出産等を理由とした不利益取扱いに関するものが多い（238件）。

##### ○ 育児・介護休業法

- ・育児休業に係る不利益取扱いに関するものが最も多く（156件）、5割を超えている。平成22年度は275件と平成21年度の2倍以上の件数となった。

##### ○ パートタイム労働法

- ・労働条件の文書交付に関するものが1件、差別的取扱いの禁止に関するものが2件、通常の労働者への転換に関するものが1件、待遇に係る説明に関するものが2件。

件

男女雇用機会均等法	579 (599)
育児・介護休業法	275 (107)
パートタイム労働法	6 (3)
合計	860 (709)

注：（ ）内の数字は平成21年度

#### ②調停（申請受理件数）

##### ○ 男女雇用機会均等法

- ・セクシュアルハラスメントに関するものが最も多く（51件）、次いで、婚姻、妊娠・出産等を理由とした不利益取扱いに関するものが多い（20件）。

##### ○ 育児・介護休業法

- ・法改正により、平成22年4月1日から制度が開始された。
- ・育児休業に係る不利益取扱いに関するものが17件。

件

男女雇用機会均等法	75 (71)
育児・介護休業法	21 (-)
パートタイム労働法	0 (0)
合計	96 (71)

注：（ ）内の数字は平成21年度

## 4. 次世代法に基づく届出・認定状況

301人以上企業での届出率は9割を超えるが、平成23年4月1日から策定・届出等が義務化された101人以上300人以下企業では6割となっている。

### ① 一般事業主行動計画届出状況

	届出数 (H23.3月末)	届出率 (H23.3月末)	参考・届出数 (H23.8月末)	参考・届出率 (H23.8月末)
301人以上企業	13,673 (13,156)	95.4% (94.7%)	14,109 -	96.2% -
101人以上300人 以下企業	20,677 (3,265)	60.7% (8.9%)	28,134 -	87.7% -
100人以下企業	24,394 (20,013)	- -	23,948 -	- -
合計	58,744 (36,434)	- -	66,191 -	- -

注：( )内の数字は平成22年3月末

### ② 認定状況

	企業数 (H23.3月末)	参考・企業数 (H23.8月末)
301人以上企業	853 (729)	945 -
101人以上300人 以下企業	107 (82)	127 -
100人以下企業	55 (34)	67 -
合計	1,015 (845)	1,139

注1：( )内の数字は平成22年3月末

### ※ 参考

認定を受けた事業主に係る法人税等の優遇措置(「くるみん税制」)の創設について

次世代育成支援対策推進法に基づく認定を受け、「くるみん」を取得した企業は、認定を受ける対象となった一般事業主行動計画の計画期間開始の日から認定を受けた日を含む事業年度終了の日までの期間内に取得・新築・増改築をした建物等について、認定を受けた日を含む事業年度において、普通償却限度額の32%の割増償却ができます。